

未成年者による自転車事故の 損害賠償責任

弁護士 三角 真理子

第1 はじめに

自転車の運転中に歩行者や他の自転車運転者に怪我を負わせたり死亡させたりした場合、当然、自転車の運転者は不法行為責任を負う。しかし、自転車の運転者が保険に加入しているとは限らないのが現状である。また、自転車の運転には免許が不要であり、未成年者も運転するものであるため、加害者が被害者に対する賠償能力を有していないことも多い。本稿では、自転車を運転していた未成年者が加害者となった場合の損害賠償責任について論じる。

第2 未成年者が交通事故を起こした場合の責任の所在

事故を起こした未成年者に、自己の行為の責任を弁識する能力がない場合、未成年者は、被害者に生じた損害について賠償責任を負わない(民法712条)。この場合、親権者等の未成年者の監督義務者は、監督義務を怠らなかったこと又は義務違反と損害発生の間因果関係がないことを立証しない限り、未成年者が被害者に与えた損害につき賠償責任を負う(民法714条1項)。

他方、未成年者に自己の行為の責任を弁識する能力がある場合には、未成年者自身が損害賠償責任を負い、民法714条1項は適用されない。しかし、監督義務者の義務違反と未成年者の不法行為によって生じた結果との間に相当因果関係が認められる場合は、監督義務者は民法709条に基づき、被害者に対する損害賠償責任を負う。

第3 裁判例

1 神戸地判平成25年7月4日(LLI/DB判例秘書)

(1) 責任能力の有無

事故当時11歳の未成年者につき、責任能力を否定。

(2) 監督義務違反の有無

監督義務違反を認め、民法714条1項の責任を肯定した。親権者は、日常的に自転車の走行方法を指導していた旨主張したが、これについては、親権者はヘルメットの着用を指示していたと言う

が、事故当時、未成年者はヘルメットを忘れていることや、未成年者の加害行為及び注意義務違反の程度を指摘し、親権者による指導や注意が奏功しておらず、十分な指導や注意をしていたとはいえないと判断した。

2 福岡地判平成26年3月6日(LLI/DB判例秘書)

(1) 責任能力の有無

事故当時8歳の未成年者につき、責任能力を否定。

(2) 監督義務違反の有無

監督義務違反を認め、民法714条1項の責任を肯定した。親権者は、未成年者に対し、交通ルールを守って走行するよう注意監督し、自転車に一人で乗ることを禁止して鍵を親権者が管理していたことを主張した。しかし、この主張については、親権者が自転車の鍵を管理することに重きを置いており、未成年者に対する教育的措置は、交通ルールを守って走行するようという抽象的なものに止まっていたことが窺われること等を理由に、採用しなかった。

3 東京地判平成19年5月15日(LLI/DB判例秘書)

(1) 責任能力の有無

事故当時13歳の中学生につき、責任能力を肯定。

(2) 監督義務違反の有無

監督義務違反を認め、民法709条の責任を肯定した。親権者が、未成年者が交通ルールを守らず、高速で自転車を運転していたことを知っていたと考えられることから、未成年者による交通事故発生について予見可能性を認めた。

4 東京地判平成22年9月14日(LLI/DB判例秘書)

(1) 責任能力の有無

事故当時12歳の小学6年生につき、責任能力を肯定。

(2) 監督義務違反の有無

監督義務違反を認め、民法709条の責任を肯定した。親権者は、未成年者に対して自転車の運転につき口頭で注意するに止まらず、未成年者が帰宅する際の走行経路や、その間の運転の様子を具体的に把握し、未成年者が危険な運転をしないよう、塾から自宅までの走行経路、その間の運転方法などを具体的に指導すべきであったと判断した。そして、ライトの点灯、明るい道の使用、交差点での一時停止等の一般的な注意をしていたとしても、親権者には監督義務違反が認められると判断した。

- 5 神戸地判平成24年10月19日(LLI/DB判例秘書)
- (1) 責任能力の有無
事故当時13歳の中学生につき、責任能力を肯定。
- (2) 監督義務違反の有無
監督義務違反を認め、民法709条の責任を肯定した。未成年者が日頃から歩道を自転車で走行していたことや、事故当日の未成年者の走行態様からして、当該未成年者が日頃から危険な走行を行っていたことが容易に推測され、親権者の未成年者に対する指導や注意が奏功していなかったことが窺われるとした。
- 6 大阪地判平成19年7月10日(LLI/DB判例秘書)
- (1) 責任能力の有無
事故当時15歳の中学生につき、責任能力を肯定。
- (2) 監督義務違反の有無
監督義務違反を認めず、民法709条の責任を否定した。未成年者が、普段から危険な運転をしていた事実はなく、過去に同様の事故を起こしていないことから、自転車の走行に関する親権者の監督状況に問題はなかったと判断した。なお、本件事故当時、未成年者は視力が裸眼で0.2程度で眼鏡をかけずに運転していたが、この事実から監督義務違反があるとはいえないと判断した。
- 7 大阪高裁平成23年8月26日(LLI/DB判例秘書)
- (1) 責任能力の有無
事故当時14歳の中学2年生につき、責任能力を肯定。
- (2) 監督義務違反の有無
監督義務違反を認めず、民法709条の責任を否定した。未成年者が社会通念上許されない程度の危険行為を行っていることを知り、又は容易に知ることができたこと及び他人に損害を負わせる違法行為を行ったことを知り、そのような行為を繰り返すおそれが予想可能であることについて具体的な主張立証がないとして、親権者の監督義務違反を否定した。
- 8 横浜地判平成29年3月29日(LLI/DB判例秘書)
- (1) 責任能力の有無
事故当時14歳の中学生につき、責任能力を肯定。
- (2) 監督義務違反の有無
監督義務違反を認めず、民法709条の責任を否定した。親権者の直接的な監視下でない子の行動についての日頃の指導監督は、ある程度一般的なものとならざるを得ないとして、日頃の運転態度において事故を惹起する具体的な危険性を予見可

能である等の特別の事情が認められない限り、監督義務違反は認められないとし、本件においても特別の事情はないと判断した。

9 大阪地判令和元年11月20日(LLI/DB判例秘書)

- (1) 責任能力の有無
18歳の未成年者につき、責任能力を肯定。
- (2) 監督義務違反の有無
監督義務違反を認めず、民法709条の責任を否定した。未成年者が年長の有職者であること、他に自転車運転中の事故を起こしていないこと、高速走行できる種類の自転車ではないこと、過失が比較的小さい類型の事故であることから、親権者に事故の具体的予見可能性はなかったと判断した。また、未成年者の自転車に賠償責任保険が付帯されていたことも考慮すれば、親権者の監督義務違反は認められないと判断した。

第4 検討

責任能力の有無については、年齢のみを理由に挙げている裁判例が多い。監督義務違反を認める裁判例は、民法714条1項及び民法709条のいずれについても、親権者は一般的な交通ルール遵守を指導することでは足りず、未成年者の実際の走行態様に基づき具体的な指導監督を行うべきものと判断していると考えられる。他方、親権者の責任を否定する裁判例は、親権者にとって未成年者が交通事故を起こす予見可能性を否定している。親権者に対して民法709条の責任を問う場合、被害者側から、親権者にとって未成年者が事故を起こすことについて予見可能であったこと及び監督義務を果たすことにより事故を回避可能であったことの具体的な主張立証が必要であるが、一般に被害者は未成年者及びその親権者の日常を把握していないことからすると、被害者にとってのハードルは高いように思われる。